

厚生労働省告示第40号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第20項及び第23項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成19年厚生労働省告示第200号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月7日

厚生労働大臣 田村 憲久

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等

第3中23を24とし、15から22までを一ずつ繰り下げ、14の次に次のように加える。

15 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A\duck\Hokkaido\Vac-3\2007（H5N1）

第3を第4とし、第2を第3とする。

第1中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）」を「法」に改め、第1を第2とし、第2の前に次のように加える。

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第20項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、アレナウイルス属フニンウイルス（Candid#1）とする。